

個人情報保護外注先選定管理規則

(目的)

第1条 本規則は、「個人情報管理規則」および「外注管理規則」に基づき、「個人情報一覧表」に定める対象社内業務及び委託業務を外部に委託する際の、個人情報の取扱いに係る外注先選定管理に関する事項について定め、個人情報保護に関する理解と遵守、周知徹底を図ることを目的とする。
この規則に定義のない用語の意義に関しては、「個人情報管理規則」および「外注管理規則」の定義に従うものとする。

(外注先の選定・新規開設方法)

第2条 新規に「個人情報一覧表」に定める対象社内業務及び委託業務を外部に委託する場合には、候補外注先について、個人情報の取扱いに関わる観点から第3条に定める内容を各担当部署が調査し、各部署の要求により、資材担当部署が選定し、個人情報保護管理者が承認した外注先のみ、所定の手続きを経て、口座を開設する。

(選定基準)

第3条 個人情報処理を委託する外注先の選定については以下のとおりとする。
開発・運用等「プロジェクト個人情報管理基準」に定める外注先については「個人情報委託先審査票」の総合判定基準を満たしていることを選定基準とする。
人事・経理・総務等「プロジェクト個人情報管理基準」に該当しない外注先の選定管理については、以下の基準をクリアする業者であることを選定基準とする。

委託業務	業者選定基準
会計業務	税理士資格をもつ事務所であり、かつ、本規定第4条に定める内容の個人情報管理契約を締結していること
採用業務	プライバシーマーク認証企業であり、かつ、本規定第4条に定める内容の個人情報管理契約を締結していること
警備・防災	365日24時間体制のセキュリティーサービス体制が構築され、本規定第4条に定める内容の個人情報管理契約を締結し、過去2年以内に情報漏洩事件を起こしていないこと
プロバイダー	プライバシーマーク認証企業、若しくは第一種電気通信事業者が運営する業者であること。

本条に定めのない個人情報に係る業務を委託する場合には、「個人情報管理規則」第7条2項により、個人情報の特定手続きを行った上、資材担当部署および個人情報保護管理者と調整しその指示を受けるものとする。

(外注先との契約内容)

第4条 1. 情報処理を委託するなどのために個人情報を委託する場合は、「個人情報保護外注先選定管理規則」に定める個人情報の保護水準を満たしている者を選定し業務委託を実施する。また、選定した外注先と以下に定める内容を該当する範囲で契約に盛り込む。

- a. 当社と委託先との責任分担に関する事項
 - b. 個人情報に関する漏えい、滅失、毀損防止に関する以下の事項
 - 盗用の禁止
 - 契約範囲外の加工・利用の禁止
 - 契約範囲外の複写・複製の禁止
 - 委託契約期間
 - 契約終了時の個人情報の返却又は消去の方法
 - c. 再委託の制限に関する事項
 - d. 個人情報の取扱い状況に関する当社への報告に関する事項
 - e. 契約遵守状況の確認を当社が実施する権利に関する事項
 - f. 契約違反時の委託先の責任に関する事項
 - g. 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
2. 上記内容を含んだ契約書などの書面又はこれに代わる記録を、個人情報の保有期間にわたって保存する。

(誓約書の徴収)

第5条 業務（個人情報の委託を伴わない場合を含む）を委託した外注先社員が当社内又は当社の顧客先において業務を行う場合には、各部署は、外注先社員から個人情報保護に関する誓約書を徴収する。

(委託終了後の個人情報の取扱い)

第6条 委託終了後の個人情報についての取扱い方法は、契約書に定める。

(契約書の保管)

第7条 本規則に定める委託先についての契約書は、選定期間中原本を資材担当部署が保管管理する。

(取引先一覧表の作成と取扱い)

第8条 資材担当部署は、第3条に定める選定基準に達していることを確認、選定し「取引先一覧表」に登録し、最新版管理を行う。

(継続選定)

第9条 資材担当部署は、2年以内の間隔で選定外注先の再選定を実施する。選定基準は、新規選定時と同様の事項に加え、対応状況（不適合、納期遅延の有無、個人情報管理体制の優劣）を考慮し再選定する。

(是正勧告並びに選定取り消し)

第10条 各部署は、個人情報管理上の問題を発生させた外注先について速やかに再発防止策を含む是正勧告を行い、再発防止策が適切に取られたことを確認するまで新規の発注は行わない。また、問題の発生により被害が著しく甚大な場合及び是正勧告に

従わない場合は、選定を速やかに取り消す。
この勧告の記録並びに外注先からの回答の記録は各部署が保管する。

附則

- 1 . この規則は、平成 17 年 12 月 15 日から施行する。
- 2 . 平成 18 年 8 月 10 日に改定、施行する。
- 3 . 平成 18 年 11 月 1 日に改定、施行する。
- 4 . この規則を改廃する場合には、従業員の意見を聴いて行う。

以 上